

平成 30 年 7 月 4 日

申請者の皆様へ

日本 E R I 株式会社

### 引受承諾書等への電子印運用に関するお知らせ

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

また、平素は格別のご高配賜り、厚く御礼申し上げます。

早速ですが首記の件、IT環境の整備・普及とともに各種文書等の電子化が進められている社会環境のなか、このたび弊社が発行しております引受承諾書、住宅性能評価書などの書類の発行・交付に関しまして、下記の通り電子印を採用した書面の運用をさせていただきますのでお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 電子印の運用について

「引受承諾書（引受証）、請求書の書面発行」の代表印に電子印採用したものを発行させていただきます。

また、「設計住宅性能評価書、建設住宅性能評価書、長期優良住宅技術的審査適合証、及び低炭素建築物技術的審査適合証」を交付する場合には、社印を電子印とした印刷物にて交付させていただきます。

- ・運用開始時期：平成 30 年 7 月 17 日お引き受け分より順次対応いたします。

##### 2. 電子申請された物件の引受承諾書等の電子データ運用について

弊社「電子申請受付Webシステム」を用いて電子申請された物件に関しては、電子印運用した「引受承諾書（引受証）及び請求書」をPDFファイルにて「電子申請受付Webシステム」上にアップロード（発行）させていただきます。

- ・対象業務：建築確認申請、中間・完了検査申請、仮使用認定申請

※）電子的申請（Web事前審査）は対象ではありません。

設計住宅性能評価申請、建設住宅性能評価申請

長期優良住宅技術的審査依頼、低炭素建築物技術的審査依頼

BELS申請、フラット 35 適合証明業務の各種申請

- ・運用開始時期：電子印の運用開始時より

##### 3. 電子申請以外の物件の引受承諾書等の運用について

上記の電子申請によらない物件に関しては「引受承諾書（引受証）及び請求書」を電子印採用した印刷物（モノクロ）にて発行させていただきます。

- ・運用開始時期：電子印の運用開始時より

以上